

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

平成四年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
保安林の指定の解除予定(二件)(森林保全課)
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)
都市計画事業の認可(〃)
公有水面の埋立ての免許(港湾課)
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)
- ◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(商工指導課)

告 示

鳥取県告示第八百七十三号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

指定 番号	種 別	図 書		発 行 記号等	類 別
		題 号	表示された発 行所名		
4623	雑誌その他 の刊行物	愛の幻想	雑誌 AW—55	J.T.S出版	
4624	〃	花酔い	T S B N -06-2532 —B W 58	J.T.S出版	
4625	〃	冬の蜜	雑誌 AW—56	J.T.S出版	
4626	〃	氷の微笑	C X—89	ヤングランド	
4627	〃	URECCO 7月号	雑誌 0185 1—7	大洋図書	
4628	〃	お隣のお姉さん 7月号	雑誌 0229 1—7	株式会社サン出版	
4629	〃	ピオオ・ザ・ワールド 7月号	雑誌 F176 87—7	株式会社白夜書房	
4630	〃	マスケットノート 7月号	雑誌 0834 5—7	株式会社大洋書房	
4631	〃	コミックボーイ カメラ天国 8月増刊号	雑誌 1372 4	株式会社日本出版	
4632	〃	投稿ニヤンニヤン写真 8月号	雑誌 1674 7—8	株式会社サン出版	
4633	〃	燕写ボーイ 8月号	雑誌 P070 55—8	株式会社東京三世	
4634	〃	バナナ通信 8月号	雑誌 1759 1—8	株式会社ラン出版	

4635	〃	美少女CLUB 8月号	雑誌 0763 5—8	株式会社サン出版
4636	〃	スーパーギヤルズ・ナウ 10月号増刊 スキヤンポール No.3	雑誌 1544 2—10	ジューン出版株式会社
4637	〃	ザ・ヒット MAGAZINE 12月号	雑誌 1413 5—12	三和出版株式会社
4638	〃	過激通信 12月号	雑誌 1334 5—12	三共図書
4639	〃	GAL情報 12月号	なし	三共図書出版社
4640	〃	セクシーション	なし	茜新社
4641	〃	まんがシャワー 11月増刊号 COMIC Male	雑誌 1840 0—11	株式会社一水社
4642	〃	究極のジューンは美味しんぼパン& インフイニチイ 2	雑誌 5815 0—24	ジューン出版
4643	〃	フル禁パートナー	雑誌 5815 0—18	ジューン出版
4644	〃	COMIC SHAKE 11月号	雑誌 1378 1—11	株式会社東京三世社
4645	〃	このHANAA咲くや	雑誌 5775 0—51	富士美出版
4646	〃	Dカッパドリーム	なし	フランス書院
4647	〃	とっつてもHな玉手箱	なし	フランス書院
4648	〃	夢色エッチまじっく	なし	フランス書院
4649	〃	うるつき童子 2	雑誌 5381 0—37	ワニマガジン社
4650	ビデオテープ	仔猫のスキヤナイ	AG—0 70	株式会社アロックス

(注) 指定番号欄の〇印は、美少女向けコミック本を示す。

鳥取県告示第八百七十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示す
る。

平成四年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町飯戸字大野一五二一の一〇三(次の図に示す部分に限
る。)
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び大
山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百七十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町大内字榎水高原一〇六九の五〇（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百七十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十条第一項の規定に基づき、円護寺団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 土地区画整理事業の名称

円護寺団地土地区画整理事業

二 施行者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県住宅供給公社

理事長 西尾邑次

三 事業施行期間

第一工区 昭和五十八年三月八日から昭和六十二年九月三十日まで

第二工区 昭和五十八年三月八日から昭和六十三年九月三十日まで

第三工区 昭和五十八年三月八日から平成四年三月三十一日まで

第四工区 昭和五十八年三月八日から平成五年三月三十一日まで

第五工区 昭和五十八年三月八日から平成六年三月三十一日まで

四 施行地区の区域

全体区域

鳥取市円護寺字妙見谷口、字妙見谷川西、字中尾及び字古屋敷の各全部並びに同市円護寺字居邸、字下屋敷田、字朽田、字北谷、字北谷口、字北谷小谷、字妙見北側、字妙見谷川東、字妙見堤ノ下、字妙見西側、字古寺、字妙見堤ノ上、字上ノ平ル妙見平、字上ノ平ル西側、字上ノ平ル、字稲干場、字稲荷ノ下モ、字姥ヶ谷、字妙見向平、字北谷山及び字庵ノ城並びに同市覚寺字砂田、字目当、字八反田、字庵ヶ崎及び字七反田の各一部

第一工区

鳥取市円護寺字朽田、字妙見谷口、字北谷口、字北谷、字北谷小谷、字妙見北側、字妙見谷川西、字妙見谷川東、字妙見向平、字中尾及び字北谷山並びに同市覚寺字八反田及び字庵ヶ崎の各一部

第二工区

鳥取市円護寺字下屋敷田及び字朽田並びに同市覚寺字砂田、字目当、字庵ヶ崎及び字七反田の各一部

第三工区

鳥取市円護寺字妙見北側、字妙見堤ノ下、字妙見西側、字古寺、字妙見堤ノ上、字上ノ平ル妙見平、字姥ヶ谷及び字妙見向平の各一部

第四工区

鳥取市円護寺字居邸、字妙見西側、字妙見堤ノ上、字上ノ平ル妙見平、字上ノ平ル西側、字上ノ平ル、字稲干場、字稻荷ノ下モ、字姥ヶ谷及び字古屋敷の各一部

第五工区

鳥取市円護寺字妙見北側、字妙見谷川西、字妙見谷川東、字妙見堤ノ下、字妙見西側、字中尾、字庵ノ城及び字古屋敷の各一部

五 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県住宅供給公社内

六 施行認可の年月日

昭和五十八年二月十七日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の揭示板に揭示する。

九 変更認可の年月日

平成四年十月三十日

鳥取県告示第八百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業 三・四・二号三明寺下田中線

三 事業施行期間

平成四年十一月六日から平成十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 倉吉市幸町及び昭和町二丁目地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第八百七十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成四年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

平成四年十一月二日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町二丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

東伯郡赤碕町大字赤碕字菊港二〇二七、字塩浜筋二〇二八、字西三軒屋一六〇八、一六一六、一六一九、一六二〇、一六二三から一六二五まで、一六二八、一六三一、一六三二次一、一六三二一、一六三五、一六三六一、一六四〇、一六四〇一、一六四一、一六四一―一及び一六四四、字東三軒屋一六四五、一六四六、一六五〇から一六五四まで、一六五七、一六五八次一、一六六一次一、一六六二、一六六五、一六六六、一六六六一、一六六九一、一六七〇一、一六七一一、一六七四一、一六七九、一六八三―一六八三―一）合併、一六八七

一、一六八七―五及び二〇四三並びに字松ヶ谷二〇二九及び二〇二九次一に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑯の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑯の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 赤碕港沖防波堤灯台（北緯三五度三分四〇秒東経一三三度三九分四四秒）から二五四度一分二分六秒三六四・四八メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二六一度三三分二五秒六七・六六メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二七六度二二分二秒一五・九三メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三四八度二六分三一秒一七・九三メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三四三度二四分四〇秒一六・七二メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三三一度四三分四七秒八・七六メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三二二度一三分三五秒一九・七五メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三一七度三一分一六秒一一六・一九メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から三一一度三三分〇四秒一一一・六九メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から三二六度二八分三九秒二三・九八メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三一三度二六分一六秒一一・一〇メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二九三度五九分二三秒八・一〇メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から二七六度五三分〇〇秒五〇・一一メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から三〇〇度五二分二四秒三九・六五メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から三四〇度一九分一〇秒五二・二八メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から二度〇一分〇一秒三一・〇六メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から一二三度四五分二九秒九七・三四メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から一三四度三〇分一一秒三五・八二メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から一二四度〇一分五三秒八〇・六七メートルの地点

(三) 面積

一五、八四〇・八四平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

東伯郡赤碓町大字赤碓字菊港二〇二七、字塩浜筋二〇二八及び字松ヶ谷二〇二九並びにその地先公有水面、同大字字塩屋一五八六一及び一五八六一八並びに同大字字西三軒屋一六〇八、一六一六、一六一九、一六二〇、一六二二から一六二五まで、一六二八、一六三一、一六三二次一、一六三二一、一六三五、一六三六一、一六四〇、一六四〇一、一六四一、一六四二一及び一六四四、字東三軒屋一六四五、一六四六、一六五〇から一六五四まで、一六五七、一六五八次一、一六六一次一、一六六二、一六六五、一六六六、一六六六一、一六六九一、一六七〇一、一六七一一、一六七四一、一六七九、一六八三(合併、一六八七一、一六八七五及び二〇四三並びに字松ヶ谷二〇二九次に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑧の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑨の地点と④の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 赤碓港沖防波堤灯台から二五五度〇八分二五秒二三・二・九六メートルの地点

②の地点 ①の地点から二四二度四〇分四六秒八五・八七メートルの地点

③の地点 ②の地点から二六七度一五分〇七秒四五・八六メートルの地点

④の地点 ③の地点から二六三度二二分二八秒四五・五八メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二六〇度五三分二八秒四八・八九メートルの地点

の地点

㉑の地点から三五度四四分一三秒二一・八五メートル

の地点

㉒の地点から三四〇度二〇分五六秒一六・二四メートル

の地点

㉓の地点から三三一度二三分五四秒一五・五〇メートル

の地点

㉔の地点から三二二度三五分三八秒一九・一二メートル

の地点

㉕の地点から三一五度五六分一九秒一一九・九五メートル

の地点

㉖の地点から三一一度〇二分三九秒九八・四五メートル

の地点

㉗の地点から三二三度一一分二一秒二九・八五メートル

の地点

㉘の地点から二九三度一二分二一秒一九・一八メートル

の地点

㉙の地点から二七三度五七分四三秒三八・二一メートル

の地点

㉚の地点から二二一度四九分二五秒一五・一四メートル

の地点

㉛の地点から三〇〇度五二分五二秒四八・六九メートル

の地点

㉜の地点から二九度四五分三七秒一八・三六メートル

地点

㉝の地点から三四〇度二七分五九秒四九・五六メートル

の地点

㉞の地点から三二九度一二分五〇秒九・〇二メートル

地点

㉟の地点から一度三七分〇〇秒七一・八八メートル

点

㊱の地点から三五九度〇六分四一秒二七・九九メートル

の地点

㊲の地点から三五九度〇七分二九秒六二・九一メートル

の地点

㊳の地点から一二四度二五分一〇秒一八九・二八メートル

ルの地点

㊴の地点から一三四度〇九分二二秒三五四・一八メートル

ルの地点

(三) 面積

八六、六二二・六〇平方メートル

五 埋立地の用途

護岸用地及び緑地

鳥取県告示第八百七十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）

の一部を次のように改正する。

平成四年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

第三号の表株式会社鳥根銀行の項中「米子市米原」を「米子市米原四丁目」に改める。

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成4年11月20日までに鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

平成4年11月6日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 隆 篤

○法第5条第1項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称及び住所
株式会社三幸

- 米子市東福原839—1
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
丸合中山店
西伯郡中山町赤坂848—2
- 3 開店日
平成5年7月1日
- 4 店舗面積
942㎡
- 5 主として販売する物品の種類
食料品、雑貨